

佐伯市の  
学校部活動及び地域クラブ活動  
の在り方等に関する方針

令和6年3月  
佐伯市教育委員会

## 目 次

佐伯市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針策定の趣旨	・・・ 2
<b>I 学校部活動</b>	・・・ 3
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 学校部活動の在り方	
(1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	
(2) 適切な休養日等の設定	
(3) 活動時間	
(4) その他	
<b>II 地域クラブ活動</b>	・・・ 6
1 地域クラブ活動の在り方	
(1) 運営団体・実施主体	
(2) 指導者	
① 指導者	
② 指導者の要件	
③ 適切な指導の実施	
④ 教師等の兼職兼業	
(3) 休養日	
(4) 活動時間	
(5) 活動場所	
(6) 会費の適切な設定	
(7) 保険の加入	
(8) 健康管理と事故防止	
2 関係者間の連携体制の構築について	
3 地域クラブ活動の認定について	
(1) 認定要件	
(2) 認定の手続き	

## 佐伯市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針策定の趣旨等

- 本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁 文化庁）及び「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年3月大分県教育委員会）に則り、少子化の中でも、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 本方針は、本市の中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 今後、本方針に基づき、各学校の取組について、定期的に状況を把握し、課題解決に向けて継続的な取組を行う。
- なお、部活動の地域移行の推進については、別に定めた「佐伯市立中学校における『休日の部活動の段階的な地域移行』に関する方針」（令和5年4月佐伯市教育委員会）に基づき、取組を進めるものとする。

# I 学校部活動

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市教育委員会は、「国のガイドライン」及び「県の方針」に則り、「佐伯市の部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 校長は、市の方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。なお、主として指導する顧問に過度の負担が生じないように、また、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、顧問の複数配置を可能な限り行う。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、学校部活動の指導方針について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定する。

オ 市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。

また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

キ 市教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。

## 2 学校部活動の在り方

### (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。なお、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標・指導の方針を設定する。

カ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。

(2) 適切な休養日等の設定

ア 週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日1日以上、週末1日以上)

イ 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるよう留意する。

ウ 休業中に大会(中体連、協会)参加で活動した場合は、休養日を翌日に振替え、休養日を確保する。

※土日等連続の練習試合は認めない。

エ 各部の顧問は、あらかじめ休養日等を設定した月ごとの活動計画を作成し、校長の承認を得る。

(3) 活動時間

・活動時間は、長くとも平日2時間、休業日3時間とし、できるだけ短時間でかつ効率的、効果的な練習を行う。

ア 平日(月～金)

- ・4月～市新人戦・・・18時30分までに終了
- ・市新人戦～10月末日・・・17時30分までに終了
- ・11月～1月・・・17時00分までに終了
- ・2月・・・17時30分までに終了
- ・3月・・・18時00分までに終了

イ 休日(週休日、祝日等)、長期休業中の場合

- ・午前、午後にまたがらない。
- ・長期休業中、平日の練習試合は行わない。

ウ その他

- ・熱中症特別警戒アラート等の気象に関する注意報が発せられた場合は、活動を休止する。
- ・熱中症事故の防止に向け、水分補給等の安全確保を徹底すること。

(4) その他

- ・その他、部活動の運営に関する必要な事項は、校長が別に定める。

## II 地域クラブ活動

### I 地域クラブ活動の在り方

中学校部活動の地域移行における地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

#### (1) 運営団体・実施主体

- ア 各種スポーツ協会・連盟
- イ スポーツ少年団
- ウ クラブチーム
- エ 文化芸術団体
- オ 保護者会

#### (2) 指導者

##### ① 指導者

- ア 上記各団体における指導者
- イ 部活動指導員
- ウ 学校部活動における外部指導者
- エ 兼職兼業により指導を希望する教職員等

##### ② 指導者の要件

- ア 成人（18歳）に達している。
- イ 国・県・市の指針に基づいて指導できる。（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度社会性・思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導）
- ウ 研修を重ねるなど、日頃から必要な知識や技術（当種目の技術、指導技術、生徒理解等）の習得に努めている。
- エ 長期的・継続的に指導できる。

##### ③ 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市教育委員会は、適宜、指導助言を行う。

イ 地域クラブ活動の指導者は、I 2（1）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する教諭等の協力を得て、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 市教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者に対し、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術活動を整備するために必要な事項に関する研修を実施する。

#### ④ 教職員等の兼職兼業

ア 市教育委員会は、国が示す手引き等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 市教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教職員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教職員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

#### (3) 休養日

・学校部活動の方針に準じ、休養日を設定する

ア 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。

イ 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養をとることができるとともに、地域クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮する。

ウ 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。

エ 大会参加等で基準とする活動時間を上回った場合は、休養を増やすなど週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

オ 学校行事や定期試験前の期間等、参加する生徒の所属校の実態を踏まえて休養日を設ける。

#### (4) 活動時間

・活動時間は、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ア 平日（月～金）

・長くとも2時間程度

イ 休日（週休日、祝日等）、長期休業中の場合

・長くとも3時間程度

・午前、午後にまたがらない。

・長期休業中は、平日の練習試合は行わない。

ウ その他

・熱中症特別警戒アラート等の気象に関する注意報が発せられた場合は、活動を休止する。

・熱中症事故の防止に向け、水分補給等の安全確保を徹底する。

## (5) 活動場所

- ① 活動場所は原則として佐伯市内の以下の場所とし、移動について生徒や保護者の過度な負担とならないようにする。
  - ア 中学校をはじめとした学校施設
  - イ 公共のスポーツ・文化施設
  - ウ 社会教育施設
  - エ 地域団体・民間事業者等が有する施設
- ② 市教育委員会は、地域クラブ活動に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- ③ 市教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

## (6) 会費の適切な設定

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

## (7) 保険の加入

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、(公財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」等の、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

## (8) 健康管理と事故防止

- ・地域クラブ活動の指導者は、本人・保護者からの情報提供等により、個々のクラブ員の健康状態を事前に把握するとともに、できる限り活動中のクラブ員の様子を見届け、疲労状況等を把握しながら監督する。
- ・けがや事故を未然に防止し、安全な地域クラブ活動を実現するため、指導者が緊急時に適切に対応できるよう、地域クラブ活動としての安全管理体制を整備する。
- ・施設設備、用具等の安全確認を行うとともに、クラブ員の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- ・地域クラブ活動中における事故やけが等のトラブルについては、地域クラブ指導者が応急処置や保護者への連絡、医療機関への搬送等、速やかに適切な対応を行う。また、必要に応じてクラブ員の所属する中学校へも対応の報告を行う。

## 2 関係者間の連携体制の構築について

- (1) 市は、教育委員会関係者、各地域クラブ活動の代表者、地域スポーツ・文化芸術団体関係者、学校関係者、中体連・中文連代表者等の関係者からなる「佐伯市中学校地域クラブ活動連絡会議」を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

### 3 地域クラブ活動の認定について

・地域クラブ活動の代表者は、クラブを設置するにあたって、市教育委員会が定めた手続きに従って申請を行い、教育長の認定を受ける必要がある。

#### (1) 認定要件

・地域クラブ活動の認定要件は、市教育委員会が別に定める「地域クラブ活動認定要件確認書（様式2）」の内容に基づく。

- ① 活動拠点は原則として佐伯市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- ② 営利目的を主とした運営でないこと。
- ③ 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
  - ・目的
  - ・入退会について
  - ・会費についてなお、スポーツ活動については、大分県スポーツ少年団に登録されていることが望ましい。
- ④ 生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。
- ⑤ 県や市が主催する指導者研修等を受講する役員または指導者が運営に携わること。
- ⑥ 学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図っていること。
- ⑦ 生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないことを理解して指導を行うこと。
- ⑧ 過度の練習が、スポーツ傷害・外傷、バーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ⑨ 成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう、活動日数及び活動時間を設定すること。
- ⑩ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うこと。地域クラブ活動に関わる監督、指導者等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期すること。
- ⑪ 指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- ⑫ 認定期間は、申請した日の属する年度末までとするので、年度ごとに申請をすること。ただし年度途中でも認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定は取り消される。

(2) 認定の手続き

- ① 認定を求める地域クラブは、「地域クラブ活動認定申請書（様式1）」及び「地域クラブ活動認定要件確認書（様式2）」、各クラブで定めた「規約または会則」を、市教育委員会学校教育課担当あてに提出する。
- ② 市教育委員会は、「地域クラブ活動認定申請書」等の必要書類を確認、受理した後、速やかに担当課間（学校教育課・体育保健課）で協議し、認定の判断を行う。
- ③ 市教育委員会は、協議の結果を当該クラブに通知し、認定する際は「認定証」を交付する。